平成２５年（フ）第３７号
福島県喜多方市豊川町一井字間々ノ上580番地１　市営一ノ堰団地１号棟16号、前住所福島県喜多方市豊川町一井字間々ノ上580番地１　市営一ノ堰団地３号棟第28号
債務者　五十嵐真希
１　決定年月日時　平成25年６月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第１２１号
群馬県前橋市江田町550番地２　ソレイユ101号
債務者　小野里　毅
１　決定年月日時　平成25年６月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１２２号
群馬県前橋市大友町１丁目12番地１　ダイヤモンド・ヒルズ302号
債務者　辻　　佳英
１　決定年月日時　平成25年６月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１２７号
群馬県伊勢崎市上諏訪町1572番地１
債務者　新井とみよ（旧姓島田）
１　決定年月日時　平成25年６月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１４１号
群馬県伊勢崎市上泉町159番地１　広木ハイツ10
債務者　能登屋エリオこと　ノトヤエリオ（ＮＯＴＯＹＡ　ＨＥＬＩＯ）
１　決定年月日時　平成25年６月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１５８号
埼玉県児玉郡上里町大字帯刀491番地３
債務者　髙橋　一郎
１　決定年月日時　平成25年６月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２５８号
神奈川県伊勢原市石田699番地　スカイプラザ208号
債務者　戸川　達夫
１　決定年月日時　平成25年６月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第６７１号
名古屋市西区上小田井１丁目262番地の１山田ハイツ201号、住民票上の住所愛知県小牧市多気南町206番地３
債務者　平谷　武士
１　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６９９号
名古屋市名東区本郷３丁目113番地　ブライト本郷110号
債務者　嘉村　利正
１　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７２７号
名古屋市千種区竹越１丁目４番32号　アメニティ竹越３Ｂ
債務者　豊島　基広
１　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７７２号
名古屋市緑区桃山３丁目1302番地　県営緑黒石住宅５棟104号
債務者　島田美由紀
１　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９１３号
愛知県小牧市小木東２丁目100番地　レオパレスプリムローズ101号
債務者　松原　勝己
１　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９２１号
愛知県半田市向山町２丁目97番地の１　グランドール306号
債務者　宮薗　敦子
１　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８８号
愛知県一宮市長島町４丁目25番地２　フォーヴル柴田101号
債務者　梶田紀士男
１　決定年月日時　平成25年６月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１６８号
愛知県一宮市松降２丁目５番14―218号　グレイス松降
債務者　中島　義久
１　決定年月日時　平成25年６月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　名古屋地方裁判所一宮支部